

新 農 2 ・ 1 6 ・ 8
令 和 7 年 9 月 29 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新城市長 下江 洋行

市町村名 (市町村コード)	新城市 (23221)
地域名 (地域内農業集落名)	作手地区 (守義、菅沼、木和田、善夫、黒瀬、西田原、東田原、岩波、南中河内、北中河内、明和、 長者平、鴨ヶ谷、市場、須山、北畑、野郷、川合、相寺、和田、見代、戸津呂、杉平、赤羽 根、小林、東高松、大和田、田代)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月29日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は、耕作者の高齢化が進んでおり、後継者のいない農家が多い。また、担い手についても高齢化や後継者不足であり、担い手が確保できない集落においては、今後の農業生産活動の継続が不安視されている。

・兼業農家が耕作を担っている集落も多く、農機具等の維持・管理が負担となり、今後の農業生産活動の継続が不安視されている。

・耕作条件の悪い農地は耕作効率や生産性が低く、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。また、借り手を見つけることが難しい状況である。

・有害鳥獣等による被害が多く、営農意欲の減退が危惧されている。

・耕作を継続したいが、農業所得が低いことや、法面の草刈りや水路・農道等の管理が過重な負担となっている。

・集落の自治機能が低下している。

主な作物: 水稻、菌床シイタケ、鉢花、高原野菜、自然薯

(2) 地域における農業の将来の在り方

・地域内の農地利用は農地所有者をはじめ中心経営体が担うほか、新たな担い手の受け入れを図る。

・経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用し賃借を進める。

・新規就農者や親元就農者の確保・育成を図る。

・地域の協力のもと、鳥獣被害防止対策及び水路・農道等の管理を図る。

・基盤整備による耕作条件の改善を図る。

・農産物の高付加価値による所得の向上を図る。

・省力化技術の導入により、労働負担の軽減を図る。

・耕作放棄地を増やさないため、条件の良い農地を優先的に保全していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	481 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	481 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、担い手による耕作が困難な場合など今後維持していくことが難しい農地は、必要に応じて保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や中心経営体などの拡大意向のある農家を中心に団地面積の拡大を図りながら集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付希望のある農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域や担い手の要望を踏まえ、農地の大区画化や用排水施設の整備等の基盤整備を必要に応じて検討する。 西田原集落において、農地の大区画の基盤整備を実施予定。 菅沼集落において、用排水施設の基盤整備を実施予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市、JA、農林業公社しんしろ、県と連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを行う。 高齢農家の生産基盤を計画的に居抜きで活用する方策を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ等の被害が拡大しないように有害鳥獣捕獲等業務及び各種支援制度等を活用し、地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組む。

⑦中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金等の各種支援制度を活用し保全管理等を行う。